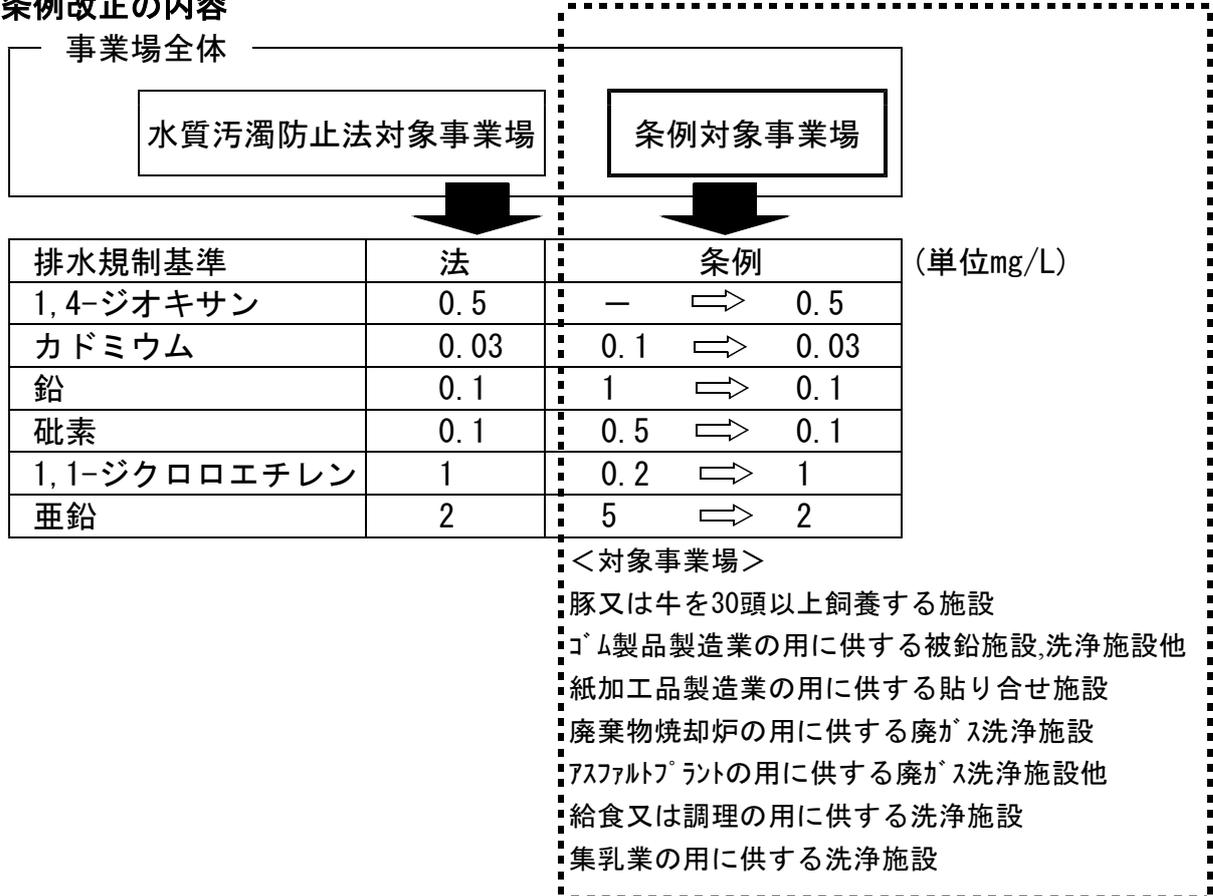


## 徳島県生活環境保全条例の一部改正（概要）について

## 1 条例改正の内容



## 2 条例改正の理由

水質汚濁防止法に係る排水基準に、1,4-ジオキサンが追加され（平成24年5月施行）、さらに土壤環境基準においても追加されることとなった（平成29年4月施行予定）。

また近年の相次ぐ法改正により有害物質の規制は厳しくなっており、本県の公共用水域は現在のところ良好な水質を保っているが、将来にわたり県民の安全及び環境を保全していくうえで、カドミウム等の排水の許容限度についても、法の規制基準を準用する。

## 3 今後の予定

平成29年1月31日	環境審議会生活環境部会審議
2月	2月議会議案提出
4月 1日	施行